

平成27年度 納税通知書は5月1日(予定)に郵送します 固定資産税・都市計画税

平成27年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産をお持ちの方には、平成27年度分の固定資産税・都市計画税が課税されます。(償却資産は固定資産税のみ)

固定資産税は、課税標準額(※)に税率1.4%を乗じた額、都市計画税は、0.27%を乗じた額です。

※ 課税標準額=税額算定の基礎となる価格で、原則としてその資産の評価額=固定資産評価基準(全国的に統一された評価)による評価額(※)に税率1.4%を乗じた額、都市計画税は、0.27%を乗じた額です。

土地等の課税標準額は、負担水準(本年度評価額)に対する前年度課税標準額の割合で個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達成しているかを示すもの・表2)に応じて、表3・表4の負担調整措置に当てはめて求めます。

○固定資産税

宅地などの評価額は、地価公示価格の7割をめぐりに評価の均衡を図っています。

【課税標準の特例措置】

住宅用地(実際に住宅の敷地となっている土地で、住宅の総床面積の10倍までの面積)と特定市街化区域農地

果ては判断するため、固定資産税が上昇します。負担水準の割合が低ければ、本来のあるべき水準まで到達するように年々上昇していくため、商業地などの非住宅用地で負担水準の到達が一定以上になれば税額が据え置かれる場合もありますが、住宅用地や特定市街化区域農地などは上昇しています。

また、負担調整措置は、急激な税負担にならないよう、なだらかに上昇させる仕組みです。(参考の計算式は左表のとおり)

評価額が課税標準額です。平成26年1月2日〜27年1月1日に新築または増築した家屋は、固定資産評価基準によって評価計算した価格が、評価額となります。

【家屋】

評価額が課税標準額です。平成26年1月1日以前に建築した家屋は、3年に1度の評価替えを行うことになっています。

平成27年度の負担調整措置は、見直し後の評価額と平成26年度の課税標準額とを比較し、その新たな負担水準の結果、

(建築物価の変動と築年数を考慮した額)と平成26年度の評価額とを比較して、低い方の評価額を平成27年度の評価額とします。増改築をした一部の家屋を除いては、前年の評価額を上回ることはありません。

事業に使用している償却資産に対して課税される固定資産税は、定率法による減価償却をして課税標準額を算出し、税率を乗じたものです。

○都市計画税

固定資産税と同様の負担調整措置となります。

評価額が課税標準額です。

【共通】

今年度の税制改正の内容により、一部変更になる場合があります。

問合先

資産課税 ☎ 042-387-9821

表1 特例率

特例措置の区分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(1戸につき200㎡まで)	評価額の1/6	評価額の1/3
一般住宅用地(1戸につき総床面積×10-200㎡)	評価額の1/3	評価額の2/3
特定市街化区域農地	評価額の1/3	評価額の2/3

表2 負担水準

負担水準(%) = (前年度課税標準額 / 本年度評価額 × 特例率(表1)) × 100

表3 住宅用地・特定市街化区域農地(表1)適用

負担水準	負担調整措置
100%以上	今年度評価額×1/6または1/3まで引き下げ(本来の課税標準額)
100%未満	課税標準額(A) = 前年度課税標準額 + (評価額×1/6または1/3) × 5% ・ Aが評価額の1/6または1/3を上回る場合、評価額の1/6または1/3とする ・ Aが評価額の1/6または1/3の20%を下回る場合、評価額の1/6または1/3の20%とする

表4 非住宅用地等(住宅用地以外の宅地、建築中の宅地を含む)

負担水準	負担調整措置
70%超	評価額の70%まで引き下げ
60%以上70%以下	前年度課税標準額に据え置き
60%未満	課税標準額(A) = 前年度課税標準額 + 評価額の5% ・ Aが評価額の60%を上回る場合は評価額の60% ・ Aが評価額の20%を下回る場合は評価額の20%

固定資産税(土地・住宅用地)の税額の算出例

小規模住宅用地(住宅の敷地100㎡)の場合
平成27年度の評価額 21,300,000円
平成26年度の課税標準額 3,337,000円
平成26年度の固定資産税額 46,710円
平成27年度の固定資産税額 49,200円
①住宅用地課税標準の特例措置(表1) 21,300,000円×1/6=3,550,000円
②負担水準を求めます(表2) 3,337,000円÷3,550,000円=94%
③負担調整措置 この土地の負担水準は94%なので表3の100%未満に該当します。
平成27年度課税標準額=平成26年度課税標準額+評価額×1/6×5%
3,337,000円+21,300,000円×1/6×5%=3,514,500円
④税額 ③で求めた課税標準額に税率を乗じます。
3,514,500円×1.4%=49,200円
平成26年度に比べて2,490円の増額になります。
※ この税額は、参考として算出したものであり、実際は100㎡の土地でも個々に異なります。

健康ガイド

健康課健康係 ☎ 042-321-1240
健康課(保健センター) 貴井北町5-18-18
福祉会館5階(保健会場) 中町4-15-14

いきいき健康教室

心と身体の健康について「笑って運動」をテーマに、楽しく運動するコツをお伝えします。

とき 4月24日(金) 午前10時~正午
ところ 福祉会館5階
対象 市内在住の65歳以上の方
定員 30人(申込順)
申込 3月16日から、電話で健康課へ。

乳がん検診

女性スタッフによるマンモグラフィおよび視診・触診の併用検査です。

とき 5月22日(金)~27日(水) 午前9時~11時30分、午後1時~3時30分(24日、25日を除く)
ところ 保健センター
対象 平成28年3月31日現在40歳以上の女性で、平成26年4月以降に市の乳がん検診を受診していない方。なお、次の方は受診できません。
▽現在授乳中、妊娠中、断乳後6か月以内の方
▽乳房疾患で治療中、経過観察中、手術後の方
▽まっすぐに立つことが難しい方
▽心臓にペースメーカーを装着している方
▽豊胸手術をした方

栄養講習会

災害に備えて乾物や缶詰の備蓄のポイントと普段の食事への取り入れ方や、バランスの良い食事についての講義。

とき 4月13日(月) 午後1時から、1時15分から、1時30分から(終了は3時ごろ)
ところ 保健センター

妊婦歯科健診

とき 4月13日(月) 午後1時から、1時15分から、1時30分から(終了は3時ごろ)
ところ 保健センター

BCG接種

とき 4月2日(木)、16日(木) 午前9時30分~10時45分
ところ 保健センター
対象 1歳未満の乳児(標準的な接種年齢は、生後5か月~8か月未満)
注意事項 前日の夜から接種する腕(左腕)への塗り薬は控えてください。
申込方法 当日直接会場へ。
問合先 健康課

4月の乳幼児・産婦健康診査

左表のとおり実施します。対象の方には、案内状を郵送しますので、届かない方は、ご連絡ください。
問合先 健康課

健康診断

健康診査名	とき	対象
3~4か月児産婦健康診査	4/2(木)	平成26年12月生まれの乳児と母親
	/16(木)	
1歳6か月児健康診査	4/7(火)	平成25年9月生まれの幼児
3歳児健康診査	4/8(水)	平成24年3月生まれの幼児
	/22(水)	

各種事業案内

	とき	ところ	内容
乳幼児健康相談(のびのび広場相談)	4月1日(水) 13:30~15:30	公民館貫井南分館	▷身体測定、育児および保健・栄養相談
	4月14日(火) 13:30~15:30	婦人会館	▷母乳相談(公民館東分館、婦人会館のみ)
	4月15日(水) 13:30~15:30	公民館東分館	▷歯科相談(公民館東分館のみ)
	4月28日(火) 13:30~15:30	福祉会館	▷身体測定のみも可。気軽に直接会場へお越しください。
助産師・保健師	▷助産師=4月9日(木)、23日(木)	保健センター	▷身体測定、育児および保健相談
	▷保健師=4月2日(木)、16日(木) いずれも9:30~11:30		▷助産師の日は母乳相談(妊婦含む)
歯科健康相談(歯科医師)	4月28日(火) 13:30~14:30	〃	[担当医] 北村 ▷要予約(当日も可)
成人健康相談(医師・保健師)	4月10日(金) 13:30~15:30	福祉会館5階	保健師のみ
	4月24日(金) 13:30~15:30	公民館緑分館	[担当医] 小林(神経内科)、広瀬(耳鼻咽喉科)
栄養相談(管理栄養士)	4月17日(金) 13:30~15:30	保健センター	▷食生活で気になることや食事療法、離乳食など ▷要予約 ▷別の日程を希望の方は、ご相談ください。

※ 保健師・管理栄養士・歯科衛生士による電話相談は随時受け付けます。